

平成 30 年 9 月 18 日作成

# 島田宿大井川川越遺跡整備基本計画(案)

島田市

平成 30 年 9 月 18 日作成

## 序

南アルプスの山々から駿河湾へと流れる大井川と日本の東西を結ぶ東海道が交差する島田市は大井川の恵みと街道を行き交う人々との交流を通して発展してきました。東海道一の難所と知られた大井川の川越しも、こうした自然や社会的環境のもとに行われ、「島田宿大井川川越遺跡」はわが国の交通史を語る上で欠くことのできない貴重な遺跡として、昭和 41 年に国の史跡に指定されました。

市長写真

これまで地域住民をはじめ多くの人々の協力により、川会所をはじめ川越人足が詰所とした番宿などを復元整備し、当市の歴史や文化を語り継ぐ財産として守り継がれてきました。また遺跡に隣接する島田市博物館や海野光弘版画記念館も含めて、歴史や文化、芸術を楽しむ観光スポットとしても広く親しまれています。

一方で、少子高齢化に伴う人口減少の進行をはじめ様々な社会の変化が、文化財の保存活用においても年々大きな課題となっております。こうしたなか島田市では平成 27 年 3 月に川越遺跡の保存のあり方や管理の方針を示した『島田宿大井川川越遺跡保存管理計画』を策定しました。この計画を踏まえ、島田市が取り組もうとする川越遺跡の整備・活用のビジョンを示した『島田宿大井川川越遺跡整備構想』を平成 29 年 3 月に策定しました。さらにこの構想を基に遺跡の整備・活用や地域住民の暮らしの維持、さらに観光の振興を図る計画として『島田宿大井川川越遺跡整備基本計画』を策定しました。この計画に基づき川越遺跡の整備・活用をすすめ、持続可能な史跡のまちづくりを目指していきたいと考えております。

最後に、策定にあたり貴重なご意見、ご指導を頂きました川越遺跡整備委員会委員の皆様、文化庁及び県文化財保護課、河原町自治会及び関係者の方々に御礼を申し上げます。

平成 31 年 3 月吉日

島田市長 染谷 絹代

## 例 言

1. 本書は、静岡県島田市に所在する国指定史跡島田宿大井川川越遺跡の整備基本計画である。
2. 本整備基本計画策定事業は、島田市教育委員会文化課が平成 29・30 年度に国庫補助金の交付を受けて実施した。
3. 本計画は、計画策定にあたり設置した「島田市島田宿大井川川越遺跡整備委員会」及び「島田宿大井川川越遺跡整備基本計画策定員会」における協議によって、事務局である島田市教育委員会文化課がまとめたものである。また、計画策定には文化庁文化財部記念物課及び静岡県教育委員会文化財保護課の指導・助言を受けた。
4. 本計画は平成 31 年度から平成 36 年度までを計画期間とし、島田市河原一丁目及び二丁目とその西側の大井川河川敷を計画範囲とする。
5. 本計画の内容は、将来の社会情勢の変化や遺跡環境の変化などにより変更する場合がある。
6. 本計画の策定にあたっては計画策定の支援として関連業務を株式会社フジヤマに委託した。

## 目 次

序

例言

目次

第 1 章 計画策定の経緯と目的	
第 1 節 計画策定に至る経緯	1
第 2 節 計画策定の目的	1
第 3 節 計画の位置付け	2
第 4 節 委員会の設置	6
第 5 節 計画策定の対象範囲	8
第 2 章 計画地の現状	
第 1 節 自然的環境	9
第 2 節 歴史的環境	10
第 3 節 社会的環境	15
第 3 章 史跡等の概要及び現状と課題	
第 1 節 史跡等の概要	17
第 2 節 史跡等の現状	18
第 3 節 整備に向けた課題	24
第 4 章 整備基本計画	
第 1 節 整備の理念及び整備の基本方針	27
第 2 節 全体計画及び地区区分計画	28
第 3 節 遺構および歴史的建造物等の保存に関する計画	31
第 4 節 復旧（修理）に関する計画	43
第 5 節 地形造成に関する計画	44
第 6 節 遺構の表現に関する計画	44
第 7 節 修景・植栽及び環境整備に関する計画	49
第 8 節 動線計画	53
第 9 節 公開・活用及びその他の施設に関する計画	56
第 10 節 安全対策に関する計画	65
第 11 節 案内・解説施設に関する計画	67
第 12 節 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画	70
第 13 節 便益施設及び管理施設に関する計画	74
第 14 節 整備事業に必要となる調査等に関する計画	75
第 15 節 管理・運営に関する計画	77
第 16 節 事業推進のための年度計画	78
資料編	81

## 第 1 章 計画策定の経緯と目的

### 第 1 節 計画策定に至る経緯

島田宿大井川川越遺跡（以下、川越遺跡と省略）は、江戸時代、東海道最大の難所として知られた大井川の川越しを今に伝える遺跡として、昭和 41 年(1965)に国の史跡に指定された、江戸時代の街道交通を語る上で極めて貴重な遺跡である。

指定後、昭和 45 年から川会所や番宿などの復元整備、指定地の買い上げを行い、現在までに指定地の約 78%が公有化されている。

平成 6 年(1994)以降、遺跡の保存整備や発掘調査、遺跡の基礎資料の収集も実施し、周辺も含めた整備計画も作られてきたが、遺跡を確実に保護していくための保存管理計画は未策定であった。さらに近年、遺跡とその周辺地域では少子高齢化が進み、空き家の荒廃が顕著になり始めてきた。

そうしたなか、これらの課題を解消するため、保存管理計画を策定し、基本構想、基本計画、基本設計というように系統立てた整備計画を立てることとした。

平成 27 年 3 月に『島田宿大井川川越遺跡保存管理計画』、平成 29 年 3 月に『島田宿大井川川越遺跡整備基本構想』を策定し、今回、『島田宿大井川川越遺跡整備基本計画』を策定した。

### 第 2 節 計画策定の目的

日本人のライフスタイルの変化や、人口減少、社会環境の変化など私たちを取り巻く環境は大きく変化している。川越遺跡においてもその状況は顕著に現れている。遺跡においても高齢者世帯や地域不在の所有者が増えるとともに、市でも厳しい財政状況の中、文化財の維持管理にかかる経費は上昇傾向にある。地域の中でも公会堂が所在する重要な場所に位置する川越遺跡は広い範囲を占めるため、その荒廃は地域の荒廃につながりかねない問題である。

これまで、川越遺跡については遺跡の保護・公開を目的に整備してきたが、文化財の保護の観点から住民生活との協調や観光資源としての活用には及んでいなかった。このため、川越遺跡が抱える諸問題を一つひとつ解消していく必要がある。こうした課題の解消は文化財としての川越遺跡の魅力を高めるとともに、社会で必要とされる文化財のあるべき姿にもつながっていくと考える。

川越遺跡の魅力の一つとなっている板壁と障子戸に切妻屋根が街道に沿って連なる古い家並みと落ち着いた雰囲気は、江戸時代多くの旅人で賑わった島田宿の面影を残し、郷愁を誘う景観として、市民のみならず観光客にも愛されている。さらに連台をはじめ川越しの道具や松尾芭蕉の俳句や十返舎一九の『東海道中膝栗毛』など大井川の川越しに関わる有形・無形の文化財が、人々の難所大井川に思いを馳せるものとして親しまれている。

こうした他にない価値や魅力を持つ川越遺跡を現代社会の中で活かさない手はない。近年、古民家カフェに代表されるように古い建物は古民家ブームから古い町並みが残る場所で暮らしたいという人のニーズは増えている。川越遺跡やその周辺の人口減少に歯止めがかかれば遺跡と地域の安全安心につながるものと期待される。

さらに、今後、人口減少が予想される中、市の財政状況は厳しさを増すことが予想される。遺跡の維持管理の費用を確保するには、遺跡の魅力を発信し、遺跡を積極的に活用していくことで交流人口を増やしていくことが求められる。市が管理する番宿等の建物については、現在実施している機織教室のほか、市民や観光客が気軽に川越しに関する体験や学習活動に参加できるよう整備活用を進めていきたい。そして人々が集い賑わうことで文化的観光資源として川越遺跡を核とした新たな文化を創造していきたい。

### 第 3 節 計画の位置付け

本計画は『第 2 次島田市総合計画』の具体化のための計画のひとつに位置付け、過去に作成した上位計画および関連計画と整合のとれたものとする。

#### 1 上位計画

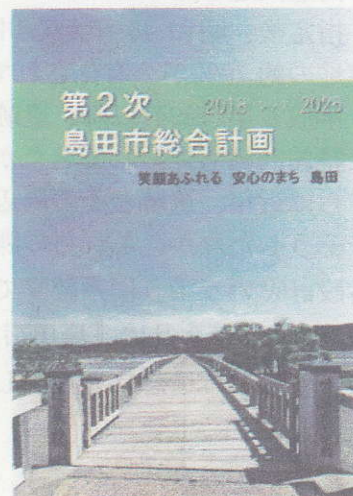
##### 『第 2 次島田市総合計画』 平成 30 年 3 月

総合計画では全体計画期間を平成 30 年度から平成 38 年度までとし、このうち平成 30 年度から平成 33 年度までを前期基本計画期間に定めている。総合計画の基本構想では、基本理念を第 1 次総合計画で定めた内容を継承し「ここにしかない「個性」を大切に」「どこよりも「元氣」に」「ともに支え合い「協働」して」として定め、新たな将来像を「笑顔あふれる 安心のまち 島田」と設定している。

将来像の実現に向けて、7 つの「政策分野（施策の大綱）」を定め、そのうちの 1 つである「(5)歴史・文化・地域」では、「歴史・文化がかがやく、人が集まるまちづくりを進めます。地域で育まれてきた歴史や、伝統・風習などの文化を背景に、当市に住まい、関わる人々が生み出す「芸術」に触れる機会を創出し、教育、観光、産業等の幅広い分野と市民との関わりを得ながら、さらに新しい文化を創造していきます。」と述べている。

前期基本計画の施策の柱である「5-1 培われた歴史・文化で地域への理解と愛着を深める（歴史・文化）」では、「1. 歴史資源を守り、活用を進めます」として、「当市固有の財産である文化財をしっかりと保全・継承していきます。大井川川越遺跡、諏訪原城跡、蓬莱橋といった由緒ある文化財を活かした魅力あふれるまちづくりを進め、国内外の人々に当市の歴史を情報発信していきます。」としている。

さらに、「主要な取り組み」では、「大井川川越遺跡は、歴史的景観のほか学術的な価値を踏まえ、川越遺跡整備基本計画に基づき、街道整備と一体となった保存管理を進めながら、観光資源としての活用によるにぎわい創出を図ります。」と述べている。



『第 2 次島田市総合計画』

#### 2 関連計画

##### (1) 『島田市都市計画マスタープラン』平成 22 年 3 月

都市計画法第 18 条の 2 に基づき、島田市が取り組むべき都市づくりの施策の方向性を示すとともに総合的な土地利用の方針を示したもので、平成 22 年(2010)度から平成 41 年度までを計画期間としている。川越遺跡に関しては「歴史的街並み保全については地域住民の積極的な参加により、景観の保全とともに川越文化など地域固有の文化の継承を図ります。」と述べている。また、土地利用の方針では、「島田宿大井川川越遺跡、島田市博物館本館・分館等を利活用し、人の集まる拠点を形成します。」とし、ゆとりづくりの方針として「大井川川越遺跡、博物館を中心に歴史的資源や逸話などを掘り起こし、積極的な情報発信を



左『島田市都市計画マスタープラン』

右『島田市景観計画』

行い、観光客の増加に努め地域の活性化を図ります。」とうたっている。

## (2) 『島田市景観計画』平成25年8月

景観法第8条に基づき、島田市が目標とする景観像を「伝統と創造を 大井川の豊かな水と緑が育む 笑顔あふれるまち」とし、市民・事業者・行政の協働による良好な景観の形成に関する基本的な方針および基準を明示している。川越遺跡については「歴史を感じる景観(時の景観)」に位置付け、資源の活用として「適切な維持管理により保全するとともに、観光や交流の拠点として積極的に活用し市民の関心と理解を高めるよう努めます。」と述べている。

## 3 川越遺跡に関する計画・報告書

### (1) 『国指定史跡島田宿大井川川越遺跡保全整備調査計画報告書』昭和55年3月

この報告書では、川越遺跡の保全整備に関する調査を実施し、この調査に基づき、地区環境整備としての街並み(遺跡)保存計画を立案している。また、歴史的環境保存と住環境整備計画との共存が目的であり課題でもあると指摘している。

この計画を遂行させるために、現地調査により明らかになった計画地区の特性と史跡保存としての方針から計画地区を9ブロックに分け、そのブロック毎の計画目標を立てて保存計画を策定している。その中で保存計画の中心地は、大堤から九番宿までの指定地である川会所と番宿が立ち並ぶ街道沿いの範囲であり、特性として「景観上、史跡保存上、中心的区域」とし、計画目標を「計画区内でも最も重点的にファサード保存修景を施し、調和ある景観を作り出す。」としている。復元・修景計画においても、このA区が核として考えられ、他の地区においても、水路、松並木復元等、ランドスケープ上の復元は可能なところから進めていくべきと提言している。

この報告書は、当時としては詳細な現地調査に基づき各家屋、街並みの分析を行い、史跡の保存計画や修景論まで立ち入った画期的な報告であるといえる。ただし、史跡の保存管理方法や方針、現状変更への対応など、具体的な内容にまで及んでいない点に課題が残るものであった。

### (2) 『島田宿大井川川越遺跡周辺整備計画策定調査報告書』平成7年1月

この報告書は、河原町地区を5つの性格の街区に区分し、それぞれの街区毎の将来像を描いて、目標と方針に沿った整備構想を立ち上げ、最後に整備内容を提案している。地区整備の基本的なコンセプトとして「旅文化 賑わいのある 川越ステージの創出」とし、今後の目標として「東海道旅文化の顕著化」「魅力ある観光空間の創出」「住民・市民のための環境の向上」「多様な交流機能の充実」の4点を掲げている。整備推進方策として、地区整備構想の内容に基づく関連事業を整理し、各事業で適用すべき手法を検討している。この中で整備事業を推進するためには、河原町町内会のほか河原町活性化委員会、河原町歴史保存会(仮称)など、河原町独自の取り組みを行う統括的な委員会を設置し、行政との緊密な連絡調整や体制作りが求められていると結んでいる。

この報告書では、遺跡の周辺地区の整備、土地区画整備事業を含めた基盤整備や観光空間の創出、修景に関する検討等、評価すべき点は多い。しかし、あくまでも遺跡周辺の整備に重点が置かれ、史跡保存管理計画を含めた遺跡の核となる部分についての整備計画が希薄であった。

### (3) 『島田宿「川越屋敷」及び周辺整備計画報告書』平成8年3月

この報告書は、川越街道(三太郎土橋~せぎ跡)周辺地区がより魅力的な場所となるための整備計画の提案であり、上記した『島田宿大井川川越遺跡周辺整備計画策定調査報告書』で提案された地区整備の方向を踏まえ、より具体的な計画策定を進めている。

ここでは重点整備事業として、民俗資料館の整備案とその発展形の「(仮称)川越屋敷の整備(旧櫻井邸)」を提案し、川越街道街並み整備を再構築している。特に川越街道街並み整備の基本的な考え方としては「指定文化財については、買取りを基本とし、適切な復元修理を実施する(保存・復元型)。その他の建物(特に文化財として指定されている約 270m の区間)については、移転を進める一方で誘導を促し、街並みの連続性を高める(継承型)。それ以外の街道筋の道路空間、沿道建築物等については、地区の歴史的雰囲気と調和を心掛ける(調和型)」とあり、このように大きく 3 つの誘導タイプを設定して指定文化財以外のデザインコード案を提案している。

#### (4) 『川越街道修景基準策定業務委託報告書』平成 13 年 3 月

この報告書は、川越街道の歴史的街並みの沿道景観の保全、誘導を図るための根拠とするために、川越街道保全地区の民間建築物の形態および外構の修景に係る修景基準を定めることを目的としたもので、対象地区を河原二丁目 19 番地 5 号～河原一丁目 15 番地 12 号の地区と限定することを明示した。すなわち、西はせぎ跡から川越街道を中心に東西に続く町並みで、東は三太郎土橋までをその範囲の対象とする。

ここでは修景基準の対象建築物および空き地、修景対象建築物の考え方、修景のよりどころ、家並みおよび建物等の特性の修景基準の検討を行い、さらに対象区全体の特性や建物の特性(屋根・壁面・窓・戸・水路・緑・門・塀)を分析している。それに基づき修景シミュレーションとその検討を行って、3 回の地元懇談会を開催し、地元の意向を踏まえた上で修景の指針を示したが、強制力はなく、島田市史跡のまちなみ保存整備事業費補助金の選択基準としている。

#### (5) 『国指定史跡 島田宿大井川川越遺跡保存管理計画』平成 27 年 3 月

遺跡についてその周辺も含め、各種調査を行いその成果をまとめるとともに、史跡の価値や保存管理の基本方針を定め、史跡の構成要素を分類している。その上で遺跡の土地の所有状況等により現状変更の許可基準を定めている。また、今後について地域住民との協力体制を築き、遺跡整備を進め、文化的観光施設としても活用を図っていくことを目指している。

国指定史跡  
島田宿大井川川越遺跡保存管理計画



平成 27 年 3 月  
島田市教育委員会

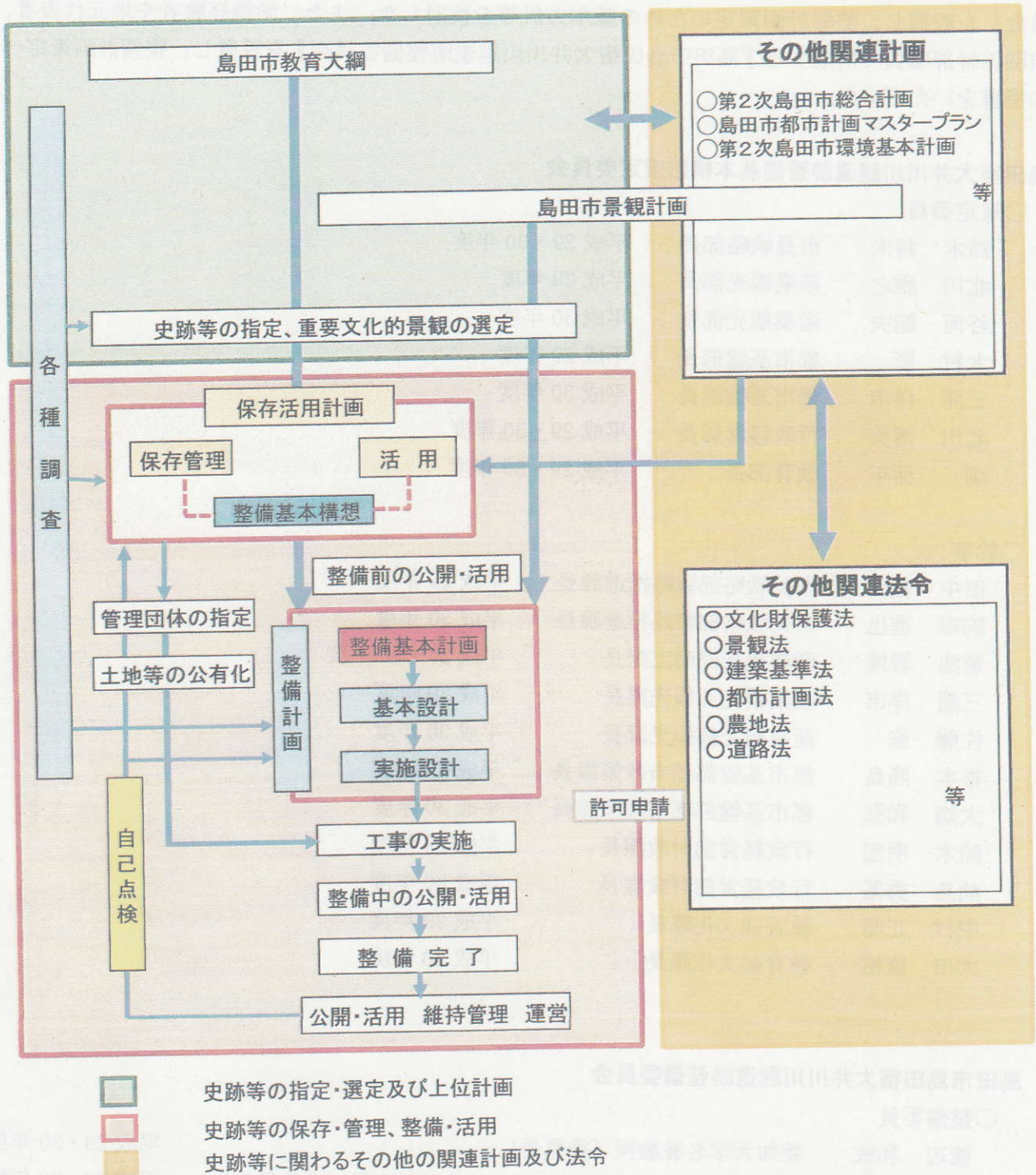
#### (6) 『国指定史跡 島田宿大井川川越遺跡整備基本構想』平成 29 年 3 月

この構想では、保存管理計画を踏まえ、遺跡の整備・活用、地域の活性化、さらには観光の振興を図り、持続可能な史跡のまちづくりに向けての理念と方向を示した。

なお、今後、この構想を基に「人・産業・文化の交流拠点」である島田市にふさわしい遺跡の整備・活用を検討していくこととしている。

『島田宿大井川川越遺跡保存管理計画』





資料：文化庁文化財記念物課 2015：史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書（改変引用）

図1 島田市の行政施策の体系と整備基本計画の位置